

## 第3号議案

### 平成23年度の事業計画（案）

本年3月11日の東日本太平洋地震と大津波は、この地方の基幹産業である水産業を破壊し尽くした。多くの漁民や漁業従事者が命を奪われた外、2万隻を超える漁船、ほとんどの全ての漁港、市場・加工施設などが失われた。

被害は余りにも大きく、その回復への道は険しく、また遠い。しかし、歴史は、巨大な破壊が復興への新たな志とエネルギー、これまで果たし得なかった変革と夢を実現する機会も与えることを教えている。

全体の中で、我が協会の果たすべき役割は限られるが、政府・業界の行う復興事業、さしあたっては、第二次補正予算の中に盛り込まれるべき被災漁船建造促進支援事業のプロジェクトを立ち上げ、協会員ともども歴史の教えるとおり、この機会を遠洋トロール業界再生の第一歩として捕らえるための努力を傾けて行く。

加えて、従前通り、我が国遠洋トロール漁業の維持・再生・発展に不可欠な国際競争力強化のために必要な規制緩和と関係法令の改正などには、引き続き積極的に取り組んで行く。更に、既存及び新規の国際条約水域への取り組みやインド洋公海水域など新規漁場開発や未利用水産資源開発を積極的に図り、遠洋トロール漁業の経営改善を推進する。

また、公益法人改革による営利を主たる目的としない「一般社団法人」を目指し、次年度に内閣府に申請する準備に取りかかる。

## I. 国際対策事業

### (1) 北方トロール漁業

① 天皇海山水域については、当該水域をカバーする「北太平洋公海漁業管理機関」の条約案が平成 23 年 3 月 4 日に関係国間で合意されたのを受け、日時は未定であるが寄託国の韓国で条約の署名式が行われ、その後加盟国で条約の批准を行い 4 ヶ国が批准した日から 180 日後に本条約が正式に発行することになる。その間、手続き規則・事務局設置・分担金計算方法などの準備会合や科学者会議などが開催されることになるので、引き続き我が国の権益が保持されるよう業界としてもこれらの会議に積極的に関与し支援する。なお、関係国の批准が行われ正式に条約が発効するのは少なくとも一年後以降になると思われる。

② ベーリング公海スケトウ操業の再開に向けて関係国会議に参加すると共に科学者専門家会議を支援し、スケトウ操業の再開に努める。

### (2) 南方トロール漁業

① NAFO(北西大西洋)・CCAMLR(南氷洋)・SEAFO(南東大西洋)・南インド洋等の公海操業については、引き続き必要に応じ多国間協議や国際会議を通じて漁場の維持拡大に努める。大震災による影響もあるが、NAFO 水域の操業再開については、会員各社と再開の具体的な対応策を協議し、早急に操業の着手に務める。SEAFO 水域については、今後メンバー国として、持続的な水産資源の管理・利用を積極的に図り、日本漁船の経営的に安定した操業の維持確保に努めることとする。CCAMLR 水域でも従前同様オキアミやメロの操業が安定的に確保出来るよう科学委員会や年次会議に参加し、操業の維持存続に努める。

② ニュージーランド・北米・南米諸国との合弁企業による事業については、昨年に引き続き本年度も、相手国の政府関係者及び業界関係者との意志疎通を図り、事業の維持存続に努める。

### (3) その他、遠洋底魚漁業再構築と漁場開発等の為に必要な措置

① 政府間漁業協議・多数国間会議・民間協議への参加及び新規漁場開発・合弁事業推進のためのミッション派遣を行う。

② 関係国との意志の疎通や交流を図るため、関係官庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招請・我が国の調査団・専門家・技術者の派遣を行う。

③ 従前同様関係会員を中心に必要に応じ欧米諸国等へミッションを派遣するなどして、最先端のトロール漁業の実情及び新技術開発等の視察を行い、遠洋トロール漁業再構築の一助とする。

④公海域での漁業活動については、我が国遠洋トロール漁業に影響を及ぼさないよう、本会としても昨年に引き続き、必要に応じ ICFA(国際水産団体連合)や FAO(国連食糧農業機関)・国連等の国際機関への働きかけを官民共に行い、不当な反漁業活動の阻止に努めることとする。

## II. 国内事業

(1)今回の大震災により、漁船等関係産業にも壊滅的な被害が発生しており、第二次補正予算では復興支援事業として、「もうかる漁業創設支援事業」の(被災船建造特別枠・仮称)等の活用による被災漁船建造促進の予算化が予定されている。当協会も一隻が行方不明の被災船となっているため、この事業を活用し、安全性が高く、安心して高い衛生基準を満たし、環境保全対策・労働環境の改善など省エネ・省コストの経済効率性の高い将来展望の描けるトロール船の新船建造の実現を支援し、遠洋トロール漁業の再構築の礎とする。

(2)中東湾岸諸国の政情不安等による燃油の高騰は、漁船の操業コストに直接大きな影響を与えることになる。引き続き漁業経営セーフティネット事業に参画し、燃油価格補助等の支援策に取り組むと共に、その内容の一層の充実を政府や関係省庁へ要請し、その実現に努める。

(3)遠洋トロール漁船団の維持存続が非常に厳しい状況にある中で、水産庁の漁船漁業構造改革推進事業については、積極的に取り組み、漁業経営の改善を図る。また、国際競争力のある多種多様な事業が展開できるよう、必要不可欠な規制緩和等の要請については、会員や関係団体との連携と協力を密にし、関係省庁に対し積極的に働きかけ、その実現に努める。

(4)TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)・WTO(世界貿易機関)・EPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)対策としては、非関税障壁(IQ など)や関税撤廃などの自由貿易の流れを加速させる各国の動向が懸念される。本年度も、我が国にとって水産業は、国民に安全・安心な動物性蛋白食料を供給する重要な産業であり、無秩序な自由貿易や性急な水産物自由化は、我が国漁船漁業が壊滅的打撃を受けて漁業生産の大幅な減少を招く恐れが極めて高く、食料の安全保障政策の崩壊をも意味するとの観点から、全国水産物輸入対策協議会(輸対協)の活動を通じて水産物自由化の動向には十分注視し、迅速かつ適切に対応することとする。

(5)公益法人改革による「公益性のある一般社団法人」を次年度申請するために必要な定款変更などの必要書類策定のため、作業部会等を設置し、計画通り一般社団法人へ移行出来るよう準備をする。

(6)従来の海外合弁事業や新規の海外合弁事業について、現地でのトロール事業がスムーズに実施できるよう、会員が必要とする IQ 枠を積極的に確保し、その拡大に努める。

(7)漁船マルシッ制度のスムーズな推進に向けて、引き続き関係省庁・関係団体等との意志疎通を図る。また、会員各社と連絡を密にし、漁船マルシッ制度による漁船漁業の安定操業を図る。

(8)漁船員の深刻な不足が予想されるため、新規就労者の確保に向けて水産関係団体や海事関係団体などと協力し、抜本的な対策を検討する。

(9)引き続き、当協会が管理する漁業者割当 IQ 枠については、管理費用を徴収し会の健全な運営を図る。

### Ⅲ. その他

(1)外国漁業政策・規則等の資料を入手し会員に配布する。

(2)関係官庁及び関係団体等との緊密な連携と協調のもとに、トロール漁業発展のための諸問題の解決を図る。

(3)会員相互の親睦を図り部会や委員会の活動を通じて本会事業の円滑な運営を図る。

(4)必要に応じトロール漁業に関係する問題に積極的に関与し、遠洋漁業の必要性と重要性を引き続き広く一般に認識させると共に、国際競争力のあるトロール漁業の実現に努める。